

議 題	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) ICT を活用した地域医療連携ネットワークシステム（C@RNA コネクト「オンライン時系列ビュー」）の運用について （個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）</p> <p>(2) 本市から発出する通知等の点字等による情報提供について （個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）</p> <p>(3) 措置入院者退院後支援モデル事業における台帳作成について （個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）</p> <p>(4) 在宅高齢者訪問歯科健診等モデル事業について</p> <p>(5) 管理不全空家等の指導情報等管理システムの導入・保守について</p> <p>(6) 横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正について（諮問）</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告 港南区総合庁舎管理事務</p> <p>(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告 ア 特定外来生物に関する相談対応等に係る事務（ヒアリ等） イ ラグビーワールドカップ2019TM東京オリンピック・パラリンピック横浜開催推進委員会に係る事務</p> <p>(3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告 商店街セールスプロモーション事業（ウェブサイト・リーフレット）</p> <p>(4) 公の情報を取り扱う事務の委託 ア 民泊施設の運営状況に関する調査事務 イ 平成29年度 横浜駅中央西口及びきた西口駅前広場に係る基本設計等業務</p> <p>(5) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告 教職員向け e ラーニングシステム更改に係るデータ移行</p> <p>(6) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告 ア 横浜市外転出者意識調査委託 イ 特別職の就退任に伴う挨拶状宛名印刷委託</p> <p>(7) 事業記録作成業務に係る事務委託についての報告 平成29年度 横浜駅中央西口及びきた西口駅前広場に係る基本設計等業務</p> <p>(8) 海外渡航・招致に関する交通及び宿泊先の手配業務に係る事務委託についての報告 商店街セールスプロモーション事業（ツアー）</p> <p>(9) ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業における、担当民生委員児童委員事前周知業務委託についての報告 ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業における担当民生委員事前周知業務委託</p> <p>(10) 委託先個人情報保護管理体制</p>
-----	---

	<p>(11) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（9件）</p> <p>(12) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（14件）</p> <p>(13) 個人情報ファイル簿兼届出書（4件）</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 「平成29年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告書」について</p> <p>(2) 個人情報漏えい事案の報告（平成29年7月22日～平成29年9月22日）</p> <p>(3) その他</p>
日 時	平成29年9月27日（水）午後2時00分～午後5時00分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	花村会長、芦澤委員、加島委員、小嶋委員、清野委員、中村委員、新田委員 糠塚委員
欠席者	土井委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項(1)～(5)について承認する。 ・ 報告事項、その他について了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから、第158回横浜市個人情報保護審議会のご審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数についてご報告いたします。</p> <p>本日は、土井委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、8名の委員のご出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いいたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>（花村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>始めに、第157回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何かご意見等はございますでしょうか。</p> <p>（花村会長） 特にご意見がなければ、承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） <異議なし></p> <p>（花村会長） それでは承認といたします。</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 【案件1】ICTを活用した地域医療連携ネットワークシステム（C@RNAコネクト「オンライン時系列ビュー」）の運用について（個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）</p>

(花村会長) それでは審議事項の審議に入ります。

最初に案件1「ICTを活用した地域医療連携ネットワークシステム（C@RNAコネクト「オンライン時系列ビュー」）の運用について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件1につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(芦澤委員) カルナコネクトは、導入している医療機関と市民病院の間で利用するということですね。地域医療機関の中には、カルナコネクトを導入していないところもまだあるわけですね。

(所管課) インターネット環境が整っていれば、データセンターにアクセスすることによって閲覧できます。アクセスさえできれば、システムを新たに導入しなくても利用可能です。

(芦澤委員) カルナコネクトを使わなさそうな地域医療機関もあり、紙で紹介状を出し、市民病院に持って行ってくれということはあるのでしょうか。また、それをスキャンして取り込む形で運用をするのでしょうか。

(所管課) 紙の紹介状は、診療報酬上もまだ電子でのやり取りが認められていません。そのため、紙の紹介状も継続します。

カルナコネクトを利用することで患者が次に受診する前に紹介状をスキャンし、地域医療機関の医師が情報を知った上で診療ができるといった利便性があります。

まずは市民病院から紹介する患者について利用を始め、おいおい地域医療機関の医師にも情報をアップしてもらいたいと考えています。

(芦澤委員) 例えば紙の紹介状をもらった場合に、受託者が紙情報に触ったり、スキャン操作することは生じないという理解でよろしいですか。もし生ずるなら、その紙データをどのように扱うのかを書かなければいけません。

(所管課) 地域医療機関から市民病院に紹介される場合には、最終的に市民病院に紙が届きます。原本は紙のやり取りをします。

市民病院の医療事務の業務を委託しているので、その事業者の従業員が触れる可能性はあります。現在も委託業務の中で触れている種類の文書なので、カルナコネクトの利用が始まるからといって改めて審議する必要はないと考えています。

(小嶋委員) カルナコネクトの利用は同意した患者が対象ということですが、同意は具体的にどういう形で取るのですか。

(所管課) 患者の紹介などが発生した際に、まず担当の医師から「こういったサービスがある」という説明をします。その場で同意を取ったり、市民病院患者サポートセンターに移動して詳しく説明して同意を取っています。

(小嶋委員) そうすると、市民病院で説明をして同意を取るのですか。

(所管課) 市民病院から紹介する患者については市民病院で同意を取ります。地域医療機関の医師については、あらかじめ個人情報同意書の説

明をしておき、同意書を取ってもらって、最終的に市民病院に同意書の原本を送ってもらいます。

(小嶋委員) 地域の医療機関の医師は、個人情報の取扱いについては必ずしも詳しくないかと思います。同意の取り方を市民病院で明確に決めておいたほうがいいかと思います。どのように個人情報をやり取りするかや、個人情報はきちんと保護されることも患者に理解してもらう必要があるかと思います。

そうすると、地域の医療機関との間には特別な契約はないのですか。

(所管課) このネットワークに参加してもらう機関とは取り交わしを行います。現在、最終的に詰め段階です。個人情報の取扱いの規約なども作り、地域医療機関にも同意をもらった上で、取り交わしを行った機関にのみ参加してもらいます。

(小嶋委員) 先ほどの説明では、「自由にアクセスできる」という話だったので心配でした。

(所管課) 最初の登録の段階では取り交わしを行い、その後は必要な患者のキーコードを渡して医療機関にアクセスしてもらいます。

(小嶋委員) 別紙の「オンライン時系列ビューの画面」というのは、市民病院側で閲覧できる画面で、地域の医療機関では同じ画面は見えないのですか。

(所管課) 同じように見えます。

(小嶋委員) 「施設一覧」にどのような形で現れてきますか。市民病院の情報は出てきますが、ほかの病院の情報は出てこないわけですね。

(所管課) 「施設一覧」に紹介元の地域医療機関の名称が入っています。

(小嶋委員) 「5 取り扱う個人情報」の想定件数が「月 50 件」とあります。この件数は、共同利用検査申込総数とオンラインによる予約申込者数から考えると少ない印象があります。

(所管課) 紹介される患者数の問題もありますし、紹介先がカルナコネクに参加している地域医療機関かどうかというのもあります。今後カルナコネクの参加地域医療機関が増えていけばこの数字も増えるかと思えます。当面はカルナコネクについて理解してくれている地域医療機関から始めるので、50 件程度を現在想定しています。

(花村会長) 患者の同意の取り方は口頭ですか、書面ですか。

(所管課) 説明は口頭で行い、同意は書面で取ります。

(花村会長) 市民病院と地域医療機関が連携していくということですが、連携するのは一つだけでなく二つ又は三つとすることもあり得ますか。

(所管課) はい。

(糠塚委員) 「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」に記載がある項目が何を指しているのかよく分かりません。時系列的に蓄積され、全てにわたって出るのでですか。

(所管課) 別紙の時系列オンラインビューの画面を見ていただくと、「診療情報提供書」を開くと、患者の診断名、個人名、生年月日、症状なども入ってきます。各文書の中にこれらの情報が入り得ます。

(糠塚委員) 入ると想定される項目を記載しているということですか。

- (所管課) 一般的に今回アップしようと思っている文書に含まれ得る個人情報 を 列挙しています。
- (糠塚委員) 「所見」と書いてありますが、どの医師による所見かは特定されるのですか。
- (所管課) 診療情報提供書の紹介状には、その紹介状を書いた医師名が載るので、その医師による所見だというのが分かります。
- (糠塚委員) 要素的な書き方をしてしまうと、その情報発信元の責任がよく分からなくなります。誰による所見かがはっきり分かるような形で載せるわけですね。
- (所管課) そうですね。
- (花村会長) 糠塚委員がおっしゃっているのは、「所見」だけでは誰が作成したのかよく分からないということなのでしょうが、その所見を書いた医師はその所見を見れば分かるかと思います。
- (糠塚委員) 1行目が患者の情報、2行目が依頼元の医療機関、3行目以降が市民病院の情報のように見えたのですが、そういうわけではないですか。
- (所管課) はい。
- (中村委員) 地域医療機関としては、患者のキーコードを入手すると、その人のほかの医療機関での症病名や治療、検査歴が分かるのですか。
- (所管課) 過去に受診したときにカルナコネクに掲載されていれば、過去の受診歴として見ることができます。
- (中村委員) 例えば、過去にどこかの病院の精神科に通っていて、その受診が終わった後、内科でカルナコネクに載せられたとします。内科の医師には、この患者が過去に精神科にかかっていたのが分かりますか。
- (所管課) 分かります。
- (中村委員) 医療機関が既往症の情報を持つことは患者に有利な面もあるかと思いますが、一方で自己情報のコントロールという観点から考えると、予想外に個人情報を知られてしまう可能性もあります。同意の取り方がすごく重要で、「そういうこともあり得る」というところまで分かった上で本来同意を取らないと、まずいことが起こる気がします。
- (所管課) 例えば、同意の取得に当たって「この医療機関には開示してほしくない」というような要望があれば、それに応じることは想定しています。ただ、「〇〇クリニックで受診していた情報について」といったことに関しては開示しないようにすることを想定していません。
- (中村委員) 将来的には介護施設もこのネットワークに参加して閲覧できるようになるということです。そうすると、少し怖いです。同意を取る際にきちんと説明したほうがいいと思います。
- (所管課) 過去の受診情報も閲覧される可能性があることは同意書の中に盛り込みたいと思います。システムの特定の情報だけを見られないようにできるかどうかは、受託者と相談させてもらいたいと思います。
- (中村委員) 一度同意をすると、将来的なものも含めて全て個人情報を掲載されてしまうわけですか。
- (所管課) 基本的にはそうです。

(中村委員) 同意は一度取っておけばいいだろうというのは、やはり問題が残るのかなという気がします。本来であれば、とりあえず最初は、その都度同意を取ったほうがいいのではないかと個人的には思います。

(所管課) 同意の撤回については説明をして、撤回しても不利益はないようにします。

医療機関や介護施設などの参加機関の情報はホームページなどに載せてアップデートし、いつでも見れるようにします。患者が「こういった機関には知られたくない」という意思を表明した場合、その機関には開示しないようにします。

(加島委員) オンライン時系列ビューの画面で、市民病院にとっては、その患者がどこの地域医療機関にかかっているかという情報は必要だと思いますが、地域医療機関にとっては特に必要ないですね。なぜ見れるようにするのですか。

(小嶋委員) 今まで受診したほかの地域医療機関の情報も出てきてしまうわけですか。

(所管課) 地域完結型の医療ということで考えると、市民病院対一医療機関ではなく、ネットワークの中で医療完結させていくというところもあります。横のつながりも見られるような形を想定しています。

(加島委員) 保険証が紙の時代は、受診した医療機関が全部入っていて、精神病院にかかっていたことも分かりました。今の保険証は何も書いていません。個人情報の問題もあって、分からないようにしたのです。そのため少し気になります。そのような個人情報を本当に開示していいのかどうかは、本人の承諾を得たほうがよいと思います。

(花村会長) 地域医療機関も市民病院と同じようなあらゆる情報を持って治療に当たるというのが基本姿勢です。ただ、同意の取り方をきちんと工夫しないと、いずれ問題が起こるような気がします。十分留意してください。

(所管課) 他自治体の例なども参考にしながら、同意書については工夫していきたいと思います。

(糠塚委員) 市民病院が同意を取る場合と、地域の医療機関が取ります。同意書自体の管理は誰がするのですか。

(所管課) 最終的に管理するのは市民病院です。

(糠塚委員) 同意を撤回するときも市民病院に申し出るのですか。

(所管課) 地域医療機関に連絡してもらえれば、市民病院にも連絡がくる流れになっています。

(糠塚委員) 最終的に市民病院が同意書についての責任を負うということによろしいですか。例えば、市民病院が患者の同意を取るとき患者への説明書みたいなものを作って、「こういう点について説明してください」というものを各地域医療機関に指示して、一定の決まったフォーマットで同意を取るのですか。

(所管課) そういうことです。今もワークショップを開催して、地域医療機関の医師の意見ももらっています。カルナコネクトのこの機能が稼動した後も参加医療機関の医師の意見を聴きながら、責任を明確にして

やっていきたいと考えています。

(糠塚委員) 同意を取るときの説明書や同意書のフォーマットは、この審議会の権限外ですか。同意書の内容の審査はどこがやるのですか。

(花村会長) 同意書の内容に踏み込むかどうかの問題です。過去に審議会で、「こういう同意書だ」ということで参考資料として提出してもらったことは何回かありました。同意の問題は極めて重要ですから、一度検討してもらい、参考資料として審議会に提出してもらうことはできますか。

(所管課) 現在のワークショップなどで検討中のものでよければ、提示できるかと思います。

(花村会長) では、それを提出してもらいたいと思います。

(清野委員) 今回取り扱う個人情報センシティブですし、かなり集積されるものだと思います。個人情報の漏えいが心配です。「4 個人情報の管理体制」に、「カルナコネクトのデータセンターとは、厚生労働省、経済産業省、総務省のガイドラインに準拠した I P sec+IKE (暗号化方式) を利用したインターネット VPN (仮想的な専用線) での接続により、セキュリティ対策を講じています。」とあります。医療関係なので、厚生労働省のガイドラインは分かりますが、三省の省の記載あるというのはどういう意味ですか。

(所管課) 通常、医療関係の情報であればこの三省のガイドラインを守る形で運用はしております。

(清野委員) 三省ガイドラインという一つのものがあるのではなくて、三省の省のガイドラインに反しないように作っているという意味ですか。

(所管課) そういうことです。

(小嶋委員) 「5 取り扱う個人情報」の欄では「実施機関の保存期間は5年」となっています。いつから5年なのでしょう。また、5年と設定した理由はありますか。

(所管課) カルナコネクトですと情報を持っておくと膨大な量になります。データセンターのほうは5年で廃棄するということです。

(小嶋委員) 最初にデータを入力した時期から5年なのか、最後のアクセス又はログインから5年なのでしょう。

(所管課) 法律ではカルテなどは5年保存ということもあり、継続して長く受診している人もいますので、最終受診から5年です。

(小嶋委員) そうすると、カルナコネクトでの個人情報の管理がずっと続きそうな感じがします。その辺りの情報管理をきちんとしていけないと思います。市民病院はきちんとすると思いますが、地域医療機関での情報管理が心配です。地域医療機関では医師だけが患者のキーコードでアクセスできるのか、ほかの事務職員もできるのかなど、明確にしたほうが良いと思います。

(花村会長) 非常に大事な話だと思います。受託者は、契約終了まで電子データを保存するのでしょうか。

(所管課) はい。

(花村会長) 契約終了することはほとんどないから、半永久的に保存するのですよね。

(所管課) 契約を継続できればということです。

(花村会長) その点も配慮を十分にしてもらいたいです。

(中村委員) 「委託先個人情報保護管理体制」で、個人情報取扱者にはアルバイトの人も入っています。7の「個人情報保護に関する研修・教育」の欄で、頻度が未記入になっていますが。

(所管課) 確認します。

(中村委員) 9(1)の「作業施設と入退室管理」で、入退室の記録が「あり」になっていて、ICカード以外に「用紙記入」となっていますが、これはどういうことですか。

(所管課) 受託者に確認します。

(中村委員) 9(2)「個人情報の保管場所」に「その他」にチェックが入っていますが、カッコ内に記載がありませんのでこれだけではどこに保管するのか分かりません。確認をお願いします。

(花村会長) また、同意の書面は提出してください。

(新田委員) 紹介状を書いて、料金を取る医師と取らない医師がいます。診断書も料金がかかることがあります。どのようになっているのか教えてください。

(所管課) 紹介状は最終的に紙でもやり取りするので、診療所では所定の診療情報提供料をもらいます。そのほかの検査の情報などは保険に規定されていないので、特に患者からはお金をもらっていません。保険診療上のものや文書料をもらうもので紙でやり取りするものはお金をもらいます。カルナコネクに掲載するからといってお金をもらうということはありません。

(花村会長) では、幾つかのお願いした件を確認してもらいたいと思います。ほかにご質問がないようなので案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(2) 【案件2】本市から発出する通知等の点字等による情報提供について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)**

(花村会長) 次に、案件2「本市から発出する通知等の点字等による情報提供について」の審議に入ります。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件2につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(芦澤委員) 「5 取り扱う個人情報」の【事務の委託】の欄に記載がある項目は、点字化を希望する申出者の点字化作業を受託者にお願いするとき提供する個人情報だと思います。「個人情報の種類」の中に「点字による情報提供の希望の有無」がありますが、点字を希望しない人のデータを送る必要はないという考え方はできませんか。

(所管課) 点字による情報提供を第一番目に考えていますが、2次元コードの音声コードを読み込み、読上げ装置で読むこともできます。点字を希望する人と、音声コードを希望する人がいるので、切り分けるために「有無」ということでしています。

(芦澤委員) 必要でない個人情報を出すことは避けたほうがよいと思います。点字も音声もいないという人がいるのであれば、その人はデータを受託者に出さなくてもいいと思います。

(所管課) それは申出自体を受けないので、受託者に提供しません。

(芦澤委員) 対象者1は、点字化を希望する申出者のようですが、音声だけを希望する人もいるかもしれません。

(所管課) 点字を希望する人、音声コードを希望する人、若しくは両方を希望する人ということになります。要は紙の通知では内容を理解できない人が対象になります。何らかの配慮が必要な人がこの名簿に載ってきます。

(花村会長) 「点字等」の「等」は「音声コードも含んでいる」という趣旨です。ね。

(所管課) はい。

(中村委員) エクセルファイルにパスワードをかけて受託者にメールに添付して送るわけです。そのエクセルファイルを開くことは受託者における電子計算機処理には当たらないのですか。エクセルファイルを改変するわけではないので、電子計算機処理は「なし」でいいのでしょうか。

(花村会長) 「なし」でいいでしょうね。

(事務局) はい。

(中村委員) 廃棄方法ですが、「受託者から回収し、所管課で廃棄」とあります。メールに添付したものをどうやって回収するのですか。メールを回収するのですか。

(所管課) メールで送ったものを保存してもらっているので、メールに関しては削除してもらいます。

(所管課) 電子データなので、受託者が廃棄しないと廃棄できません。フロッピーやCD-Romではありません。

(花村会長) では、「受託者が廃棄」にチェックを付けないといけません。

(小嶋委員) 点字化するのは「通知名等」となっていますが、通知内容は点字にしないということですね。

(所管課) そうです。

(小嶋委員) 個人情報を取り扱う事務開始届出書の「個人情報の収集方法」で、本人のところにチェックされています。点字化を希望することを家族が申し出るようなことはありませんか。

(所管課) 申出自体は本人のみとしています。代筆などはありませんが、あくまでも申出は本人のみです。

(小嶋委員) 代理の場合であっても本人と考えるのですか。

(所管課) そうです。

(花村会長) 晴眼者が申し出たらどうしますか。

(所管課) 対象者は視覚障害の手帳を持っている人です。

(花村会長) それは具体的にどうやって調べますか。診断書を出すような手続はしないですか。

(所管課) そこまで考えてはいません。

点字を必要としない晴眼者の申出は想定していませんでした。

(花村会長) あるかもしれません。

(所管課) その場合であっても、点字が打刻されたものが本来送付する通知に追加で入って送られるので、何か影響があるということではありません。

(清野委員) 音声は便利なので、高齢で見づらい人は、申し込みたい人もいるかもしれません。

(所管課) 音声コードは視覚障害者対象の日常生活用具の専用器機でないと読み取れないものになっています。

(加島委員) 視覚障害者のEメールは音声で送信するのですか。こちらから送信するときに何らかのソフトが必要ですか。

(所管課) Eメールの受信を希望する視覚障害者はすでに音声読み上げ装置を持っています。そのため、テキスト形式でEメールのやり取りをします。テキスト形式を読み込むソフトによって、送られた通知内容を音声で読むことができます。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(3) 【案件3】措置入院者退院後支援モデル事業における台帳作成について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件3「措置入院者退院後支援モデル事業における台帳作成について」の審議に入ります。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件3につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

法が改正されると、措置入院者全員が対象となると考えられます。改正法においても同意は必要になりますか。

(所管課) 改正法では、同意は要件になっていません。

改正法施行後は、本人の同意は関係なしに、自治体に退院後支援計画作成が義務付けられています。趣旨はあくまでも支援なので、できる限り本人と一緒に退院後支援計画を作成することにはなっています。本人の同意がなくてもこちらは退院後支援計画を報告する義務があります。ただ、報告された本人は、支援を受ける義務はないという考え方です。

(花村会長) 今回の事業は、まだ改正法は施行されていないので、モデル事業として同意を得て、改正法施行後にすぐ対応できるようにしようとい

う趣旨ですか。

(所管課) はい。関係機関との情報のやり取りも本人の同意なしにはできません。まず入院して落ち着いたところで本人に面会し、この事業の趣旨の説明をした上で、「退院後の支援計画サービスを利用しないか」と声をかけます。利用申込書の中に、関係機関と個人情報のやり取りをすることを記載し、サインをもらいます。

(小嶋委員) 事業の内容を理解している人が対象になるわけですね。

(所管課) そうですね。

(小嶋委員) 例えば、家族から「この事業に参加したい」という形の同意はありませんか。

(所管課) 家族からは「是非参加したい」と言われることはありますが、今年度の事業では、本人に話したときに「嫌だ」と言われれば、できません。

(芦澤委員) 「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」の中に、MSW や ICD という記載があります。これは一般的な用語なのでしょうか。

(所管課) 横浜市がつくっている用語ではなく、一般用語です。

(小嶋委員) ICD は国際疾病分類ですよ。

(所管課) そうです。

(芦澤委員) 実施機関での保存期間は5年となっています。5年保存していれば足りるのでしょうか。

(所管課) こころの相談センターで行う措置入院という行政処分に関する個人情報については30年保存になっています。ただ、今回この事業で保存するのは、退院後の支援に関する個人情報です。どの程度の保管が必要かを国に確認したところ、「5年」と回答されたので、モデル事業でも5年としています。

(糠塚委員) 「台帳」に個人情報を入力するのは横浜市ですよ。

(所管課) 横浜市です。

(糠塚委員) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条通報受理書」の記載項目はどうですか。

(所管課) これも横浜市が作成します。こころの相談センターが受理して作成する紙文書になります。

(糠塚委員) 措置支援進捗台帳に入力する項目に、「調整会議日程①」があります。

(所管課) これは退院後支援計画を本人と一緒に作成するための、本人参加の会議です。こころの健康相談センターが主催して開催する会議になります。

(糠塚委員) 何人が出席しますか。

(所管課) 何人という決めはないですが、措置した自治体として必ずこころの健康相談センターが入ります。それから地域で支援する区の福祉保健センターも入ってきます。さらに本人と、措置入院先の主治医やスタッフ、その他退院後の支援に関わる関係機関の人が入ってきます。従来は病院がカンファレンスを開催していましたが、法が施行されるとそれが自治体に義務付けられます。それを想定して、この会議はこころの相談

センターが主体となって開催しています。

(糠塚委員) 「会議日程」には日程を書くのですか。会議の内容を書くのですか。どういう内容を書くのですか。

(所管課) 開催は1回やればよいというものではありません。措置入院したらすみやかに、簡易的なものでも良いので退院後支援計画を本人に交付するようになっていきます。措置入院が解除された後も、医療保護入院や任意入院などほかの入院形態に移行して入院し続ける人が9割方です。退院する前に状況が変わってないかを確認して、もう一度会議を開催するようになっていきます。複数回開催される可能性があるので、台帳上このような形で管理されます。

(糠塚委員) 会議の内容まで書くのですか。

(所管課) 内容ではなく、日付けです。

(新田委員) 会議のときには、会議に参加するメンバーは個人情報のデータは全部知ることになるのですか。

(所管課) 今回はそういうことも含めて、利用申込書に「関係者が皆集まって会議を行う」ことの同意は得ます。法施行後は、この会議自体に守秘義務をかけられて、メンバー間でのみ共有することになります。横浜市が本人に退院後支援計画を交付すると同時に、同じものを参加者に通知するようになっていきます。それ以外のところには決して漏らしてはいけません。

この件で国会審議の中で、「警察官が入って監視をするのではないかなど、批判をかなり受けていました。もともとの法案の中では、この会議の中に警察を入れることは想定されていません。基本的には警察から「退院後が心配だから、調整会議の中身を教えてほしい」と言われても、守秘義務があるので答えることができない形になっています。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件3を承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(4) 【案件4】在宅高齢者訪問歯科健診等モデル事業について

(花村会長) 次に、案件4「在宅高齢者訪問歯科健診等モデル事業について」の審議に入ります。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件4につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(加島委員) 「5 取り扱う個人情報」の対象者1と対象者2の想定件数が両方とも550人になっているのは、たまたまですか。

(所管課) 対象者2の550は厳密に言うと、同じ歯科医師がダブってくる場合があります。550というのは検診を受ける人の数です。それぞれの人に歯科医師と衛生士が付いているので550人と書いています。

- (加島委員) 1対1になることはないですね。歯科医師が行かないで歯科衛生士だけというのはあり得ないですね。
- (所管課) それはないです。セットです。
- (糠塚委員) 事業の最初の流れは、希望する人からの電話です。その後のアンケートでは代筆は認められています。要介護度が高くても、自分で希望が言えてアンケートに答えられる人を対象にするという意味でしょうか。
- (所管課) 家族が本人と一緒に住んでいて、介護を受けているような人が対象です。アンケートについても、家族が本人の代理として書けるという前提でスタートします。代筆の場合には、代筆者の欄に代筆者の名前と本人との関係も書いてもらいます。
- (糠塚委員) それは「代筆」というのでしょうか。それとも、「代理」というのでしょうか。「本人はこうだろう」と思って書く場合は何ですか。
- (所管課) 事前アンケートの中身は、口の状態で気になること、口の粘つき、口臭、ここ半年間に歯科医師の通院歴などです。事後のアンケートでは同じような項目と、検診で困り事が解決したか、検診後に歯科治療を受けたかなどです。必ずしも本人でなくても家族にある程度分かるようなものではありません。
- (糠塚委員) それを代筆というのでしょうか。
- (所管課) 事前アンケートをするときに、このアンケートを横浜市に出してもらったり個人情報の匿名化についての同意の欄があります。その署名の代筆です。事後アンケートは、対象者の住所や名前を書けてもらいますが、代筆したかどうかまでは確認していません。
- 検診を行った結果をケアマネージャーや介護事業所に提供することについての同意の欄があります。そこをもって本人か代筆者かということです。
- (花村会長) アンケートは、国に提出するときにはもう保険証番号や氏名も匿名化してしまうわけですね。
- (所管課) 国に提出するときには匿名化します。
- 事前アンケートのときに同意欄を設ける形です。事後アンケートには同意欄はないです。
- (花村会長) 事前アンケートのときの問題ということですね。
- (所管課) 「このアンケート結果を必要な範囲で関係者に提示します」ということでの同意欄です。
- (花村会長) 要介護3以上が対象ということですが、要介護4以上では、判断力が難しい人が多いのではないですか。
- (清野委員) 身体がすごく悪くても、判断力がある人もいます。
- (新田委員) 歯科医師がボランティアで健診に行っているという話を聞いたことがあります。要介護3以上で認知症で、入れ歯の調子が悪いようですが、本人は「健診の必要ない」と言っていた人がいたそうです。しかし、家族からの申出があったため、健診を行ったそうです。要介護3以上では認知症であることが多いので、本人の同意を得るのは非常に難しいのではないかと思います。家族が代理で書いて出すようになるのでは

ないでしょうか。

特別養護老人ホームに入所している人などは今回の対象にはなりませんか。

(所管課) 今回は在宅の人なので、対象になりません。なかなか歯科医に結び付いていない人が対象です。

(糠塚委員) 本人申出ではない形でやるようにしないと難しいかなと思います。

(花村会長) そこが問題です。要介護3以上で、申し込む意思能力のない人がいます。嚥下障害を起こすと困るのでということで、家族は是非こういう制度を利用したいと思っています。そういう時のための制度なのですよね。

(所管課) そうですね。

(花村会長) 事前申込みのときは、本人同意を前提にしているのですか。本人は認識できない人が多いのではないですか。

(小嶋委員) 「事務全体の概要」の(3)では、「本人又はその家族等が歯科検診を希望する者」と書いてあります。

(花村会長) つまり、本人が明確な意思表示ができないとしても、家族が必要と思えばやっていく制度ですよね。

(所管課) 申込自体はそうです。

事前アンケートで、「この結果の内容を、個人情報匿名化してモデル事業に使う」ことについて、署名ができない場合には代筆者に代わりに書いてもらいます。

(花村会長) この部分は、署名の「代筆」でいいと思います。

(糠塚委員) 大学病院でもこういう問題で、本人が意思表示できないときに「代諾」という言葉になっています。

(花村会長) 家族と本人との関係は、身分関係もあるのですが、後見人になっている人もいます。後見人では、医療相談はできないでしょう。

(中村委員) 親族がいないようなときに、身上監護の範囲でやる場合もあります。

(糠塚委員) 「代筆」という言葉はあまり見なくて、別の言葉を使っています。

(花村会長) それでは、糠塚委員はどういう言葉ならよろしいですか。「代諾」ですか。

(糠塚委員) 「代諾者署名の欄」などと書いてあります。本人の名前が書いてあって、「代理又は代諾者」と書いて、「関係」と書いてあるフォーマットです。

(花村会長) 本人が承諾しなくても、代わりに承諾してしまうという意味では、「代諾」のほうが正しい使い方ではないかということですか。

(糠塚委員) 正しいかどうか分かりませんが、そういうのをよく見かけます。

(花村会長) 所管課ではどう考えますか。

(所管課) 一般の人には「代諾」は分かりづらいかなという気はします。

通常は「同意します、御署名」と書いてあり、その下に「代筆者、本人との御関係」とあり、「代筆する場合は代筆者の欄に氏名を御記入ください」と書いてあります。

(花村会長) それでもいいのではないかと私は思います。どうでしょうか。

(糠塚委員) 私は最初にこれを見たときには、すごく意思が鮮明な人を対象にしているのかなと思いました。

(花村会長) 要介護3では、家族が全部仕切ってやるような人のほうが多いのではないかと想像します。実態的にはそうでしょう。

(所管課) 恐らくそうだと思います。

(花村会長) 介護をしている人を尊重する意味でも「代筆」でもいいのではないかと思います。糠塚先生、いかがですか。

(糠塚委員) 駄目ではないですが、本人がアンケートに記載できる人だけを対象にしているのかと思いました。

(花村会長) では、その辺りは糠塚先生に譲歩していただきたいと思います。

(加島委員) 大学の研究室が行うわけですから、その大学の研究倫理委員会の承認を取っておく必要があると思います。確認してください。

(所管課) 恐らく、承認を受ける形になると思います。確認します。

(芦澤委員) 「5 取り扱う個人情報」の対象者2が「医師及び歯科衛生士」となっています。そうすると「個人情報の種類」の中に「資格」が入るのではないかと思います。「医療機関名、氏名、所在地、電話番号」と来ると、個人の所在地、電話番号のようにも見えます。これは医療機関のものだと思いますので、分かりやすく記載してください。

(所管課) 分かりました。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件4を承認するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(5) 【案件5】管理不全空家等の指導情報等管理システムの導入・保守について

(花村会長) 次に、案件5「在管理不全空家等の指導情報等管理システムの導入・保守について」の審議に入ります。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件4につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(中村委員) 作業場所が市内部のみということなら、「4 個人情報の管理体制」の「受託者における保管」は「無し」にチェックが付くのではないのでしょうか。

(所管課) そのとおりです。修正します。

(加島委員) 「既存の空家等に関するデータベース」は、個人情報は含まれていないということですね。区役所のほうは、ここに「所有者の特定」とあるので、所有者の情報が入っているということですか。

(所管課) このデータベースはエクセルの表で、空家の位置が分かるような情報なので、それ以外の大した情報は入っていません。

(加島委員) このデータベースの情報は今回は全く使わないですか。

(所管課) 区役所から建築局へ「この空家について今後指導してくれ」という依頼があります。その際、今回のシステムを使って細かい指導をしていきます。既存のデータベースの情報共有と今回のシステムは別です。

(加島委員) では、「3 審議に係る事務」に記載があるデータ移行というのは、既存のデータベースからのデータ移行ではないのですか。

(所管課) 違います。

(加島委員) 既存のデータベースは全く使わないというふうに判断していいですか。

(所管課) そうです。全く別ものです。建築局が紙ベースで指導してきた経過や所有者の情報をシステム化します。既存の空家データベースは現状のまま継続します。情報は全く異なります。

(花村会長) これから人口が減って行って、いろいろな空家が出て、近所に迷惑をかけるようなことがあります。最終的にどこを目標にするのですか。

(所管課) 空家の相談等は年間 500 件程度あります。建築指導課で取り扱う案件は、そのうち特に傷みがひどいもので年間 50 件ぐらいの相談が来ています。今後増えていくと思うので、その増えていく情報を管理していきます。

今のところ、横浜の空家については、利活用などで市場に乗っているものが多いかなという感じがします。最終的には行政代執行で壊す形になりますが、現在特定空家に指定しているものではありません。

(花村会長) 行政代執行でやる時代もそろそろ来るのでしょうか。

(所管課) 基本的には、何とか所有者に改善してもらおうようには指導しますが、横浜市では今のところは行政代執行になりそうなものではありませんが、将来的には想定が全くないわけではありません。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件 5 を承認するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(6) 【案件 6】横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正について（諮問）

(花村会長) 次に、案件 6 「横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正について（諮問）」のご説明をお願いします。

(事務局) 別冊の資料をご覧ください。

本件は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の改正等に伴い、「横浜市個人情報保護に関する条例」の一部改正について諮問するものです。

現在、平成30年第 1 回市会定例会に条例案を上程する予定で作業を進めております。

そのため、本日、審議会に諮問を行い、それに対しまして答申をいた

だきたいと考えております。

それでは、お手元にお配りしております「横浜市個人情報保護に関する条例の一部改正について（諮問）」をご覧ください。

<諮問書の読み上げ>

それでは、諮問の内容につきまして、別途、お配りしております資料により、担当係長からご説明いたします。

<資料に基づき説明>

（花村会長）ただいまご説明につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

（小嶋委員）法律の個人情報の定義では、カッコの中で「他の情報と容易に照合することができる」となっています。「容易に」というのは何ですか。

（事務局）保護法では「容易に」という文言が入っています。行政機関個人情報保護法では「容易に」という文言は入っていません。

従前から、民間事業者対象の個人情報保護法の定義では「容易に照合できる」となっていますが、行政機関個人情報保護法の個人情報の定義では「容易に」という文言は入っていません。横浜市をはじめとする自治体の条例でも「容易に」という文言は入っていません。民間事業者のほうが少し個人情報の範囲が狭くなっています。

（花村会長）本日ご説明いただいた内容はすぐ理解できないだろうとは思っています。簡単に言うと、一つは、改正法が施行されたために、どうしても改正しないといけない定義の規定などがあります。それは恐らく問題ないだろうと思っております。

併せて、現在の条例のいろいろな問題も改正しようという二つの方向でいこうというような考えです。条例をきちんと読んで「ここも改正すべきではないか」などがもしあれば、指摘してもらいたいと思っております。

（事務局）補足ですが、「国の通知」の中では、本日ご説明したもののほかにも法改正に合わせて改正するよう求められている部分があります。個人情報保護法、行政機関個人情報保護法では「目的規定」と、「非識別加工情報」の法改正がなされています。自治体においても同様の条例改正をするようにとの通知が来ています。

非識別加工情報については、5月30日に施行された法のその後の運用も見て、具体的な仕組みを検討する期間が必要だと考えています。今回は改正を見送って引き続き検討していきたいということです。

目的規定についても、「個人情報の積極的な利活用をする」ということが入ってきます。非識別加工情報と一体化した内容なので、今回は目的についても改正はせず、引き続き検討し、非識別加工情報の条例改正をすることになれば、その際、目的も一緒に改正したいと思っております。

現在、国の非識別加工情報の検討会には横浜市も入っています。そういう動向を踏まえながら検討していきたいと考えています。

（花村会長）ご意見やご質問はありますか。

（加島委員）国からは、「いつまでに改正するように」というのは出ていますか。

（事務局）特に示されていないです。

(加島委員) ほかの政令指定都市も同じような感じですか。来年の第1回定例会のときというのはほとんどですか。

(事務局) 早い自治体はもう終わっていると思います。

神奈川県は改正がすでに終わっています。施行はまだです。今年の6月の第2回定例会で改正されました。

他自治体も大体、今年度中ぐらいに改正が終わるように動いているのかなという感じです。

(加島委員) 県との整合性をとる必要はあるのですか。

(事務局) 特にないです。

先ほど「収集制限規定を改正しない」と説明しました。神奈川県は収集制限という形ではありませんが、「センシティブ情報の取扱いを制限する」という、同様の趣旨の規定があります。神奈川県はそのセンシティブ情報の範囲を要配慮個人情報の定義とピッタリ合わせるという改正をしています。範囲を少し広げて、保有制限をするという規定に改正しています。そこは横浜市と判断が逆です。

横浜市は収集制限が厳しいです。法令等の定めがあるときと、公益上特に定めがあるときに審議会に諮る以外は収集できません。

本人同意があっても収集できません。仮に要配慮個人情報にまで収集制限を広げた場合、病歴とか健康診断の結果、障害に関する事など、本人から収集するに当たっても、法令等に基づかなければ審議会の審議事項になります。非常に厳しい制限規定となっておりますので、そこまでは広げません。思想、信条、宗教などは特に収集する必要がないということで、審議会でも諮っていません。

(花村会長) 神奈川県はすでに定例会で通ったということですが、利活用の問題はどうか。やはりまだ「様子を見よう」ということですか。

(事務局) 神奈川県は非識別加工情報はまだ改正していません。

鳥取県が改正しています。

ただ、早く改正してしまったので、どうなのかということで問題もあるようです。

(花村会長) 今日のところはこの資料を持ち帰り、各委員が検討して、何らかの意見があれば事務局にご連絡いただくようお願いいたします。可能であれば次回の審議会で、答申案を完成したいと思っています

(各委員) <異議なし>

(花村会長) では、重要な改正も含むので、皆さん、よろしくお願ひします。

3 報告事項

(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告

港南区総合庁舎管理事務

(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

ア 特定外来生物に関する相談対応等に係る事務（ヒアリ等）

イ ラグビーワールドカップ2019™東京オリンピック・パラリンピック横浜開催推進委員会に係る事務

- (3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
商店街セールスプロモーション事業（ウェブサイト・リーフレット）
- (4) 公の情報を取り扱う事務の委託
 - ア 民泊施設の運営状況に関する調査事務
 - イ 平成29年度 横浜駅中央西口及びきた西口駅前広場に係る基本設計等業務
- (5) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告
教職員向け e ラーニングシステム更改に係るデータ移行
- (6) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告
 - ア 横浜市外転出者意識調査委託
 - イ 特別職の就退任に伴う挨拶状宛名印刷委託
- (7) 事業記録作成業務に係る事務委託についての報告
平成29年度 横浜駅中央西口及びきた西口駅前広場に係る基本設計等業務
- (8) 海外渡航・招致に関する交通及び宿泊先の手配業務に係る事務委託についての報告
商店街セールスプロモーション事業（ツアー）
- (9) ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業における、担当民生委員児童委員事前周知業務委託についての報告
ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業における担当民生委員事前周知業務委託
- (10) 委託先個人情報保護管理体制
- (11) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（9件）
- (12) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（14件）
- (13) 個人情報ファイル簿兼届出書（4件）

4 その他

- (1) 「平成29年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告書」について
- (2) 個人情報漏えい事案の報告（平成29年7月22日～平成29年9月22日）
- (3) その他

(花村会長) それでは、次に、「報告事項」及び「その他」に移りたいと思います。まず「3 報告事項」について、事務局から説明をお願いします。
(事務局) 本日の追加配付資料をご覧ください。内容につきましては、担当係長からご説明いたします。

なお、個人情報漏えい事案につきましては、配付資料により内容をご確認いただき、疑問点等があればご連絡いただく、というかたちでお願いいたします。

<資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。特に質問がなければ了承するということですのでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは了承いたします。

次に、「4 その他」に移ります。

「(1) 平成 29 年度 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会による実地調査について」を加島委員長からお願いします。
(加島委員) 第 158 回審議会時点での報告となります。

実地調査は、8 月 24 日木曜日午前 9 時 40 分から午後 4 時 10 分まで、横浜市内の 2 区役所の戸籍課に行きました。

今回、2 区を選んだのは、マイナンバーカードの交付件数が多いことから選定しました。

調査内容は、区役所戸籍課で取り扱っている特定個人情報の所在の確認、特定個人情報の取扱状況について、特定個人情報を取り扱う業務システムについて、漏えい事故等の対応状況、研修の徹底といったことです。

結果ですが、特定個人情報取扱事務はおおむね適正に行われていたが、一部に改善を要するもの等が見受けられました。過去の漏えい事故の反省から、責任職から職員への声かけによる注意喚起や、全ての業務行程をローテーションで組み、繁忙時の手順不遵守の予防をするなど、リスク低減のための取組について確認できました。

特定個人情報を記載した紙の保管場所の鍵の利用状況や、特定個人情報を記載した紙の廃棄の記録が残されていなかったため、鍵の利用者や廃棄担当者の記録を保管する必要があると感じた、といったことが主な内容です。

私の感想としては、漏えい事故が続けてあったので、戸籍課全体でもプロジェクトチームをつくって全員にアンケートを取り、どこに問題があるかを明らかにしているよう感じました。レイアウトの変更まで行い、錯そうしていた事務が線のできるように直されていました。

ローテーションの組み方も、フルローテーションで、受付、処理、交付の流れを全部、時間ごとに人を切り替え、同じ人が同じ仕事を長時間やらないように細かい勤務日程表を作っていました。かなり色々工夫していると感じました。

ただ、先ほどお話ししたような色々と細かい問題もあります。プリンターが一人一台あれば、事故は起きないのですが、同時に何人かで同じプリンターを使い、出力したものが同姓同名だったりしたときに間違えて渡してしまったケースがありました。最終的にはプリンターが一人一台になるように、なるべく予算を付けてもらいたいということも提言としては入りたいと思います。

また、ある区では狭いところに戸籍課があり、反対側が保険年金課です。多人数が待合室に集まるので、すごく錯そうしてしまいます。レイアウトの変更でかなり改善はされていますが、防犯カメラなどを設けてチェックをしたほうがいいのではないかと思います。

今後は 11 月に第三者評価委員会から審議会に報告書を提出し、12 月に審議会から市長に報告書を提出する予定です。

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

ありがとうございました。引き続きよろしくお願いします。

	<p>本日予定された議事は以上ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。</p> <p>次回の日程でございますが、10月25日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催を予定しております。後日ご連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料 第158回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>2 特記事項 次回は平成29年10月25日（水）午後2時から開催予定</p>

本会議録は平成29年10月25日第159回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡